

Fourth Convention in all circumstances and without any adverse distinction. [P. 1, 73]

In order to remove any possibility for the States parties to the Convention to evade their obligations, it is prohibited to transfer protected persons to a Power which is not a party to the Convention. In the event of transfer to a Power which is a party to the Convention, the Detaining Power must satisfy itself that the Power in question is willing and able to apply the Convention. The Convention adds that a protected person can in no circumstances be transferred to a country where he or she may have reason to fear persecution for his or her political opinions or religious beliefs. If internment or placing in assigned residence are ordered, this decision will be reconsidered as soon as possible and, if it is upheld, the case will be re-examined at least twice yearly. [IV, 45, 42, 43]

INTERNATIONAL HUMANITARIAN LAW in armed conflicts

Geneva convention relative to the protection of civilian persons in time of war
(Convention IV of 12 August 1949) (summary)

4. Treatment of foreigners on the territory of a party to the conflict

国際人道法

(戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約)

(第4条約)(文民条約)

第2部 紛争当事国の領域にある外国人

-3-

(日本語は中面にあります)

-2-

-1-

The Protocol adds that persons who, before the beginning of hostilities, were considered as stateless persons or refugees under the relevant international instruments accepted by the Parties concerned or under the national legislation of the State of refuge or State of residence shall be protected persons within the meaning of the

refugees, forced by events or persecution to leave their homeland and seek asylum elsewhere. If the country of refuge enters into war with an enemy Power. But their situation is a special one in that they are expatriates, no longer having ties with their country of origin and not benefiting from the support of the protecting Power. However, they do not yet have permanent links with the country that has received them. Therefore, they do not enjoy the protection of any government. It is to make allowance for this situation that the Convention provides the following article: the Detaining Power shall not treat as enemy aliens exclusively on the basis of their nationality de jure or an enemy State, refugees who do not, in fact, enjoy the protection of any government. [IV, 44]

While recognizing the right of foreigners to leave the territory at the outset of, or during a conflict, the Convention also affirms the right of the State to detain them on certain conditions if their departure would be against the national interests. If departures take place, they must be carried out in satisfactory conditions as regards safety, hygiene, sanitation and food. The situation of foreigners who remain will continue to be governed, in principle, by the provisions concerning aliens in time of peace. [IV, 35, 36, 38]

In all cases, foreigners on the territory of a Party to the conflict benefit from the rules stated under General Protection of all persons affected by the armed conflict and, in particular, from the fundamental guarantees (see point 2, page 41 and following). In addition, a number of basic rights are ensured them by the Convention (right to receive individual or collective relief, medical and hospital treatment, to practise their religion, and to benefit from the measures decreed by the Government in favour of certain categories of persons).

Among the enemy aliens on the territory of a Party to the conflict, there may be some whose situation merits special consideration: these are

第35条【退去権】 紛争の開始に当り又はその期間中に紛争当事国の領域を去ることを希望するすべての被保護者は、その退去がその国の国家的利益に反しない限り、その領域を去る権利を有する。それらの者の退去の申請に対しては、正規に定める手続きに従って決定しなければならない。退去を許されたそれらの者は、その旅行に必要な金銭を所持し、及び適当な量の個人用品を携帯することができる。

当該領域を去ることを拒否された者は、再審査のために抑留国が指定する適当な裁判所又は行政庁で、その拒否についてできる限りすみやかに再審査を受ける権利を有する。

利益保護国の代表者に対しては、その要請に基づき、当該領域を去る拒否された者の氏名をできる限りすみやかに通知しなければならない。但し、安全上の理由がこれを妨げ、又は関係者が反対したときは、この限りでない。

第36条【退去の実施】 前条に基づき許される退去は、安全、衛生、保健及び食糧について満足すべき条件で実施しなければならない。それらに関するすべての費用は、抑留国の領域の出国地点からは目的国が負担し、中立国へ退去する場合には、利益を受ける者が属する国が負担するものとする。その移動の実施細目は、必要があるときは、関係国間の特別協定で定めることができる。

-1-

第42条【抑留及び住居指定】 被保護者の抑留又は住居指定は、抑留国の安全がこれを絶対に必要とする場合に限り、命ずることができる。

利益保護国の代表者を通じて自発的に抑留を求める者があって、その者の事情が抑留を必要とするときは、その者を権力内に有する国は、その者を抑留しなければならない。

第43条【再審査請求】 被保護者で抑留され、又は住居を指定されたものは、再審査のために抑留国が指定する適当な裁判所又は行政庁で、その処分についてできる限りすみやかに再審査を受ける権利を有する。抑留又は住居指定が継続される場合には、前記の裁判所又は行政庁は、事情が許すときは、原決定に対して有利な変更をするため、定期的且つ少くとも年に2回、各事件の審査を行わなければならない。

抑留国は、抑留され、若しくは住居を指定され、又は抑留若しくは住居指定から解放された被保護者の氏名をできる限りすみやかに利益保護国に通知しなければならない。但し、それらの者が反対した場合は、この限りではない。本条第1項に掲げる裁判所又は行政庁の決定は、同一の条件の下に、できる限りすみやかに利益保護国に通告しなければならない。

第44条【亡命者】 抑留国は、この条約に掲げる統制措置を適用するに当っては、事実上いずれの政府の保護をも享有していない亡命者を、それらの者が法律

-3-

できる。

前項の規定は、紛争当事国が敵の権力内にある自国民の交換及び送還に関して特別協定を締結することを妨げるものではない。

第38条【被保護者の待遇】 被保護者の地位は、この条約、特に、第27条及び第41条により認められる特別の措置を例外として、原則として平時における外国人に関する規定によって引き続き規律されるものとする。いかなる場合にも、被保護者に対しては、次の権利を与えなければならない。

- (1)被保護者は、送付される個人又は集団あての救済品を受領することができること。
- (2)被保護者は、その健康状態により必要とされる場合には、関係国の国民が受けると同等の程度まで医療上の手当及び入院治療を受けること。
- (3)被保護者は、信仰を実践し、且つ、同一の宗派に属する聖職者から宗教上の援助を受けることを許されること。
- (4)被保護者は、戦争の危険に特にさらされている地区に居住している場合には、関係国の国民に許されると同等の程度までその地区から移転することを許されること。
- (5)15歳未満の児童、妊産婦及び7歳未満の幼児の母は、それらに該当する関係国の国民が享有する有利な待遇と同等な待遇を享有すること。

-2-

上敵国の国籍を有するというのみに基づいて敵性を有する外国人として取り扱ってはならない。

第45条【移送】 被保護者は、この条約の締約国以外の国に移送してはならない。

この規定は、敵対行為の終了後における被保護者の送還又はその居住国への帰還を妨げるものではない。

抑留国は、この条約の締約国に、当該締約国がこの条約を適用する意思及び能力を有することを確認した後のみ、被保護者を移送することができる。被保護者が前記により移送されたときは、被保護者を受け入れた国は、被保護者がその保護の下にある間、この条約を適用する責任を負う。但し、被保護者を受け入れた国がいずれかの重要な点についてこの条約の規定を実施しなかった場合には、被保護者を移送した国は、利益保護国の通告に基づいて、その状態を改善するために有効な措置を執り、又は被保護者の返還を要請しなければならない。この要請には、従わなければならない。

被保護者は、いかなる場合にも、その政治的意見又は信仰のために迫害を受ける虞のある国に移送してはならない。

本条の規定は、敵対行為の開始前に締結されている犯罪人引渡条約に従って、普通の刑法上の違反行為のために訴追されている被保護者の引渡を妨げるものではない。

-4-